

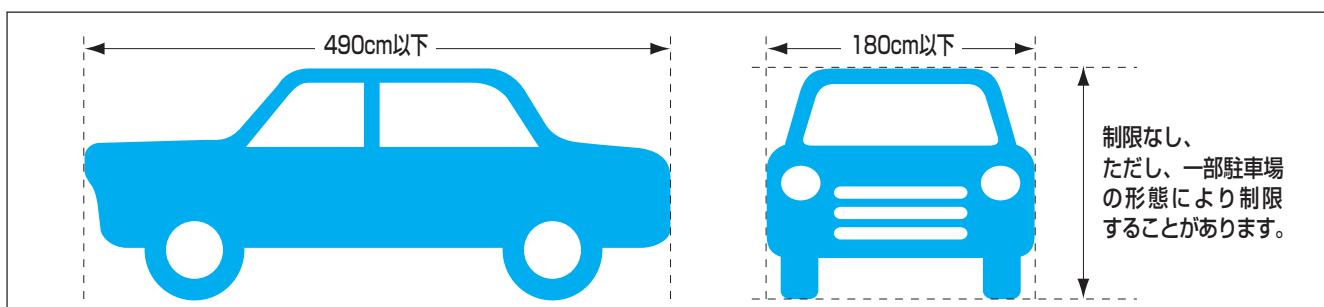
駐車場の利用について…

駐車場の利用の条件

府営住宅の駐車場の利用に際しては、原則として以下の条件をすべて満たしていることが必要です。

詳しくは担当の管理センターにお問い合わせください。

- 当該住宅の入居者又は同居者が、当該自動車の車検証に記載の所有者かつ使用者であり、自家用車として登録していること。
申込時や更新時に次に該当する場合は、別途要件を満たすことで、利用が可能となることがあります。
 - ・ 自動車をこれから所有する場合
 - ・ 個人タクシーや事業用貨物軽自動車、勤務先名義の自動車を通勤用として使用する場合
 - ・ 親族や介護事業者等が介護用として使用する場合 等
- 利用申込者が運転免許証を持っていること。
- 自動車のサイズが、長さ490cm以下、幅180cm以下であること。(団地により少し大きいサイズでも認められる場合があります。)
- 立体駐車場を利用する場合には、定められた重量を超ないこと
- 1戸につき1台であること。(空き区画が多い場合は、複数台の利用が認められる場合があります。)
- 自治会に加入していること。
- 家賃・駐車場使用料等の滞納(過去分も含む)がないこと。
- 書面により住宅の明け渡しを求められていないこと。



駐車場使用料および保証金

基本使用料(月額)	担当の管理センターにお問い合わせください
加算使用料(月額)	屋根付き駐車場の場合は、基本使用料に1,000円が加算されます
保証金	駐車場使用料の3ヶ月分

● 保証金は駐車場返還時に精算します。

※ 使用料は近隣の駐車場の料金水準を考慮して改定することがあります。



駐車場使用料の納入方法

預貯金口座から自動的に使用料を引き落とします。使用料の引き落とし日は毎月月末(金融機関が休業日の場合は翌営業日)です。預貯金残高が不足していると引き落としができませんので、前日までに必ず残高を確認し、不足していれば入金をしておいてください。

- 万一、預貯金不足などで引き落としができなかった場合は、翌月末日に翌月分と合わせて請求します。
- 領収書は発行しませんので、引き落とし結果を預貯金通帳で確認してください。
- 口座振替のできる金融機関については、担当の管理センターにお問い合わせください。

大阪府営住宅
駐車場利用について
もご覧ください

★詳しい案内[大阪府営住宅駐車場利用について]があります。

[銀行・支店・口座番号を変更する場合の手続き]

変更を希望する金融機関に所定の口座振替依頼書を提出してください。変更前の金融機関への手続きは不要です。

※金融機関で手続きされた月の末日より変更された口座から引

き落としができるとはかぎりませんので、あらかじめご承知ください。その場合は、変更前の口座からの引き落とし、あるいは、翌月末日に変更後の口座からの引き落としとなります。

その他、留意点

(1)補欠登録

当該住宅に空き区画がない場合は、待機者として登録しておくことができます。

(2)利用停止および区画の変更

住宅団地を良好に維持していくために、住宅および駐車場等の共同施設の改善、修繕工事を実施する場合があります。その場合、一部駐車場が利用できなくなったり、利用区画の変更が必要になる場合があります。

(3)駐車場使用料の免除

以下の条件をすべて満たしている駐車場利用者(府営住宅の入居者又は同居者)から申請があった場合には、駐車場使用料を免除します。

- 当該住宅の入居者又は同居者に心身障がい者がいること。
- 公安委員会の発行する駐車禁止除外指定車の標章を有する車であること。

ただし、下記の場合は免除を受けることはできません。

- 入居者又は同居者が自ら自動車を所有・使用していない場合(介護のために親族やヘルパーが使用する車、勤務先名義で通勤用に使用している車等)
- 収入超過者、高額所得者
- 家賃・駐車場使用料等の滞納者(過去分も含む)
- 収入未申告者
- 利用承認条件の違反者

※駐車場使用料の免除は毎年更新が必要です。

(4)損害の賠償義務

駐車場において盗難、接触、衝突などによって生じた損害および天災地変によって生じた損害について、大阪府ならびに管理センターは、一切その責めを負いません。

※駐車場の利用停止または明け渡しによって生じた損害についても、大阪府ならびに管理センターは、その責めを負いません。

(5)以下の行為をしたときは、駐車場の利用承認を取り消されることがあります。

- 不正の行為により利用の承認を受けたとき。
- 利用者の資格を失ったとき。
- 駐車場使用料を3ヶ月以上滞納したとき。
- 利用の権利及び義務を他人に譲渡したり、転貸したとき。
- 駐車場に模様替や工作物を加えたり、その他駐車以外の目的に使用したとき。
- 駐車場に危険物などを持ち込んだとき。
- 他の自動車の駐車を妨げる行為をしたり、管理上支障となる行為をしたとき。
- 暴力団員であることが判明したとき。



必ず守ってください！

次のような行為は、大阪府や管理センター及び他者に損害や迷惑をかけることとなり、その行為者の責任が問われることがあります。絶対に行わないでください。

- 利用が認められていない駐車場区画に管理者の許可なく駐車すること。
- 有償無償を問わず、駐車場区画を第三者に又貸しすること。

- 駐車場区画に許可された車両以外の物品を置くこと。
- 府営住宅敷地内や周辺道路に『迷惑駐車』をすること。
(救急や消防等の活動の妨げとなるほか、思わぬ人身事故にもつながります)
- その他、駐車場において入居者等の迷惑になる行為



詳細については、担当の管理センターにお問い合わせください。